

我が家の省エネ・創エネアクション支援制度

台東区では省エネ効果のある機器等に対し助成を行っています。助成を希望される方は、必ず工事前に申請して下さい。各機器等には対象要件がございます。詳細は区ホームページをご覧になるか、下記までお問い合わせ下さい。

| | |
|--|---|
| 家庭用燃料電池設置(エネファーム) | 1台 14万円 |
| ① 燃料電池ユニットは、定格運転時に0.5~1.5kWの発電出力があり、排熱を有効利用できること。定格運転時の発電効率がLHV基準33% (HHV基準で30%相当)以上で、総合効率がLHV基準80%以上 (HHV基準72%相当)であること。貯湯ユニットに50ℓ以上のタンクを有し排熱を蓄えられること。 | 1台 14万円 |
| 太陽光発電システム設置(戸建住宅用・共同住宅共用部用) | 1kwあたり5万円 (戸建住宅用 上限20万円) (共同住宅共用部用 上限50万円) |
| ② 財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証を受けたもの、又はそれに準じた性能を持つと区が認めるものであること。※共同住宅共用部用は共用部の電力、又は電力会社への売電のために設置するものであること。 | 1kwあたり5万円 (戸建住宅用 上限20万円) (共同住宅共用部用 上限50万円) |
| 共同住宅共用部用LED照明導入(※1) | |
| <直管型LEDランプ> 固有エネルギー消費効率が60lm/w以上であり、定格寿命が4万時間以上であること。 <直管型以外のLEDランプ> | |
| ③ 定格光束が600lm以上2200lm未満の場合は、固有エネルギー消費効率が30lm/w以上、2200lm以上の場合は固有エネルギー消費効率が60lm/w以上であること。(定格光束が600lm未満の場合はすべて対象。) ・定格寿命が3万時間以上であること。 ・LED誘導灯器具については、都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱(平成21年3月10日付20環都計第529号)別表4 LED誘導灯器具の指定基準を満たすものであること。 ・LED非常灯については、建築基準法施行令昭和25年政令第338号第126条の5に基づく、国土交通大臣の認定を受けた製品であること。 | 工事費用(税抜)×20% (上限30万円) |
| 高反射率塗料施工 | ①2,000円×塗布面積(m ²) ②工事費用(税抜)×1/2 ①と②のうち金額の低い方(上限15万円) |
| ④ 屋上または屋根部(笠木・立上り含む)等に塗布すること。(壁面は対象外) ・第三者機関(一般社団法人日本塗料検査協会、環境省ETV等)における日射反射率の測定値が近赤外域で40%以上の高日射反射塗料、又は50%以上の高日射反射防水塗料・防水シートであること。 | ①2,000円×塗布面積(m ²) ②工事費用(税抜)×1/2 ①と②のうち金額の低い方(上限15万円) |
| 窓・外壁等の遮熱・断熱改修(※1) | |
| ⑤ [1]窓 ・外気等に接する既存の窓を複層ガラスや二重窓に改修すること。(サッシと共に改修する場合も含む) ・対象となる室内の全ての窓の断熱改修をすること。(建物の全部屋ではありません) ・改修後の窓の断熱性能が、熱貫流率4.65以下であること。 [2]壁、天井、床、屋根、屋上 使用する断熱材が住宅金融支援機構の「断熱等性能等級4(フラット35)」に規定する厚さ以上であること。 | 工事費用(税抜)×20%(上限15万円) 【1】と【2】を同時に施工する場合、合わせて上限15万円となります。 |
| 雨水貯留槽設置 | 本体、付属機器の購入費及び設置費用の合計×1/2 1台上限5万円(2台まで申請可) |
| ⑥ 雨水を貯留し、二次利用水として再利用できるもの。 ※雨水浸透ます、浸透トレンチは対象外です。 | 本体、付属機器の購入費及び設置費用の合計×1/2 1台上限5万円(2台まで申請可) |
| 屋上緑化(※2) | ①20,000円×助成対象面積(m ²) ②工事費用(税抜)×1/2 ①と②のうち金額の低い方(上限30万円) |
| ⑦ 屋上又は屋根のないベランダに最低1m ² 以上の緑化区画を設け、樹木、芝生、多年草等を植栽したもの。 0.4m ² /基以上の既製プランター(大形フラワーポット)を含む。 | ①20,000円×助成対象面積(m ²) ②工事費用(税抜)×1/2 ①と②のうち金額の低い方(上限30万円) |
| 壁面緑化(※2) | ①5,000円×助成対象面積(m ²) ②工事費用(税抜)×1/2 ①と②のうち金額の低い方(上限15万円) |
| ⑧ 建築物の壁面に、ネット等の補助資材を使用し1m ² 以上の緑化区画を設置し、つる性植物等を這わせたもの。(壁面に固定された藤棚等の緑化を含む) | ①5,000円×助成対象面積(m ²) ②工事費用(税抜)×1/2 ①と②のうち金額の低い方(上限15万円) |
| 地先緑化(※2) | ①10,000円×助成対象緑化延長(m) ②工事費用(税抜)×1/2 ①と②のうち金額の低い方(上限10万円) |
| ⑨ 緑化の接道延長1m以上、かつ奥行20cm以上の緑化区画を設け、樹木、多年草等を植栽したもの。 | ①10,000円×助成対象緑化延長(m) ②工事費用(税抜)×1/2 ①と②のうち金額の低い方(上限10万円) |
| 民間貸駐車場緑化(※2) | |
| ⑩ 民間の貸駐車場であること(月極貸、時間貸は問わない)。 ・駐車場を1m ² 以上緑化すること。 ・助成金によって緑化した部分を3年以上維持すること。 ※建物の新築工事と同時に駐車場を新設する場合で、地表部の緑化について台東区みどりの条例に係るものについては、本助成の対象外です。 | ①10,000円×助成対象面積(m ²) ②工事費用(税抜)×1/2 ①と②のうち金額の低い方(上限10万円) |

※1 新築・増改築建物、および延べ床面積が2,000m²以上の建築物であり、省エネ法の届出対象となっている大規模改修工事は対象外です。

※2 緑化の助成金を複数受ける場合、上限は50万円です。また、台東区みどりの条例の適用を受ける工事は対象外です。

お問合せ 環境課 普及啓発・みどり担当 TEL : 5246-1281

* クールビズにご協力ください *

区役所・区施設では、今年もクールビズの取組みを、実施期間を拡大して行っています。電力に頼り過ぎない夏のすこし方を推奨し、冷房使用の抑制を実施します。また、夏過ぎの電力消費量が非常に高くなるピーク時間帯には、使用電力を抑える取組みを行っています。区職員はクールビズ期間中軽装で執務を行いますので、ご理解・ご協力を願いいたします。

期間 10月31日まで



お問合せ 環境課 庶務担当 TEL : 5246-1284